

第2回研究会における主な議論

(公務人材の確保に関する議論)

- 技術系職員の応募が少ないことに対して、広域連携を活用して人材を共同確保するといったことは考えられないか。
→ 実際に共同化していく場合には、何らかの組織をつくって共同化する手法でないとうまくいかないのではないか。
- 公務員や地域人材の確保について、都道府県と相談できる環境や問題意識が共有できる状態・解決に向けた動きはあるか。
→ 個別分野における支援はあるが、都道府県には人材確保に関する全体的な相談窓口はないのではないか。
- 周辺自治体や、企業との連携による人材確保をどの程度検討しているのか。
→ 周辺自治体との連携については、子育て支援や企業誘致など、近隣同士での競争という観点があり、連携が必要な部分と連携がしづらい競争の部分がある。最近では、企業から人材確保で連携できないかという要望が増えている。
- D X 人材のマッチングによる確保が上手くいくケースはどういう場合なのか。
→ D X 人材のマッチングは、県が音頭を取り、都会の企業の副業人材の募集を行ったもので、町単独での実施が難しい中、都道府県が広域的な観点から、選択肢を双方に示しながらマッチングを行ったものである。

第2回研究会における主な議論②

(都道府県の役割等に関する議論)

- 都道府県の出先機関の機能や役割について、どういことを期待しているのか。それぞれの市町で、都道府県の出先機関による広域的な調整に関して、一緒に行っていることはあるか、あるいは分野ごとに期待することは何か。
 - 公共施設の更新など、市町の中だけでは踏み込んだ調整をしにくい部分もあるため、地域に根差した出先機関が調整に入ってもらえると、議論が前に進みやすいのではないかな。
 - 手が回りづらい周辺集落などの地域について、県の出先機関と一緒になつて、例えばD Xやドローンの活用など新しい様々な実験ができるのではないかな。
- 都道府県や国が行うこととしても、分権上、支障がないと考えられる事務はあるか。(※)
 - 市町村では実施が難しい、専門職が必要となるような専門性の高い業務は国、都道府県が実施することが望ましいのではないかな。情報公開・個人情報保護審査会といった附属機関や公平委員会など、専門性と公平性が求められる審議会等は、県に独立した機構を設置することも有効ではないかな。
- 都道府県の関与のあり方も含め、現実的に広域分担を進めるための枠組みについての提案はあるか。(※)
 - 市町村共通のサービスは、デジタル化や標準化・統一化を契機に、後期高齢者医療制度のように都道府県等の単位で集約することで効率的な運営が可能となると考えている。(※)
 - 市町村間での広域分担に係る協議は、各市町村の実情もあつて話が進みにくいこともあることから、都道府県が入り、市町村の間を取りもつことで協議が進みやすくなるのではないかな。(※)

第2回研究会における主な議論③

(個別の行政分野に関する議論)

- 人口減少が進んだ場合においても、なお市町村が直接行う必要があると考えている事務はあるか。
 - 特に住民と対面する、相談していく又は直接にサービスを行う業務については、状況が非常に厳しくなった場合においても、市町村が最後までやり遂げられるような体制はしっかり確保していかなければならないと考えている。
- 国民健康保険の都道府県化というのは、都道府県が市町村に代わって保険者となるという趣旨か、それとも都道府県あるいは市町村を包括する広域連合が保険者となるという趣旨か。
 - 同じ医療制度において、後期高齢者医療は、広域連合が処理しており、それと平行でよいのではないか。また、市町村も構成員として参画するほうが現実的であることから広域連合を想定しているが、将来的に市町村の事務の軽減につながるのであれば、必ずしも広域連合である必要はなく、制度設計の問題ではないか。
- 介護保険において広域連合方式がよいのではないかという指摘があったが、組合せは市町村に任せた上で、広域連合で処理することを推奨すべきということか、それとも初めから後期高齢者医療広域連合のように都道府県単位の範囲を指定すべきということか。
 - 介護サービスの利用は市町村を超えてある程度広域化しており、まずは、住民サービスが利用されている圏域で処理していくことが現実的な方向性ではないか。
- 消費生活相談の窓口について、県と市町村で似たようなことをしているという指摘があったが、市町村に消費者対応の窓口があることについて特にメリットを感じたことはないということか。それともメリットはあるが、それ以上に負担が大きいということか。
 - 昨年度の相談件数の約半数が県経由であったという意味で、県と町の相談業務の重複感があると考えている。また、町では週1回、相談日を設定して、住民にとって近いところで相談ができるといったメリットがあるが、実際には県を通じての電話相談が半分くらいになっていることから、業務を集約できるのではないか。
- 条例の改正に関する事務負担を感じることはあるか。
 - 複雑化する条例改正作業への対応が難しくなっているのが現状であり、法制担当を役場内で育てていくことが難しい。県による指導や広域連携などにより、全体として法制事務を共同化できるのではないか。
- 都道府県が加入する広域連合による税業務の共同実施について、どのような部分が役立っているか。
 - 顔の見える関係の市町村では厳しい滞納対策や、償却資産の課税など専門性を有する調査の実施で役立っている。

第2回研究会における主な議論④

(地域の主体との連携に関する議論)

- コミュニティの維持が難しくなっている中で、持続可能な自治会のあり方の検討はどのように進んでいるのか、あるいは一定の解決策が得られているのか。
→ 市と自治会の役割分担といった課題が生じており、学識経験者や地域の担い手を加えるなど、議論の仕方を変える必要があるのではないかと。
- 自治体の課題感について、住民や域内のNPO、活動団体、事業者と、どのように共有・協力する場を持っているか。
→ NPOとの課題共有については、民間部門、特にまちづくりの主体である民の部分の部分が課題であると認識しており、そうした課題を共有するパートナーとして、まちづくりの主体となる民間の団体組織があると望ましい。
- 特に人口減少が深刻な地域において、民々連携、シェアリングという概念を取り入れることについて考えはあるか。人口減少に伴い労働人口が減少する中で、民間産業の誘致や進出も難しく、公共サービスも財政的に厳しいとなった場合には、住民間のスキルやモノ、移動手段のシェアを促進するためのインフラ構築は、地方でこそ有効であり、公共交通網が脆弱な中での近所での乗り合いなど、住民の安心感につながるのではないかと。(※)
→ シェアリングは、供給量が少ないこともあって一定の制約があるが、集落が主体となって運行する乗合いのコミュニティタクシー事業や、地域内企業で人材をシェアする特定地域づくり事業協同組合の活用等を行っており、今後も、地域内でのシェア推進を検討したい。(※)

(地方税財政に関する議論)

- 観光業が地方財政に与える影響について、観光客が増えても思ったよりも税収が増えず、歳出のほうが増えているという感覚があるか。その場合に、何が原因で、どのような解決策があるか。
→ 観光による収益よりも歳出のほうが増えているという実感がある。例えば、観光協会に対する補助金や、観光施設の老朽化対策に費用がかかっており、こうした費用を回収するまでの収益はまだ生まれていない。
- 今後は、インフラの老朽化による行政需要の増加や高齢化に伴う医療・介護需要の増加のほか、地域コミュニティ力の低下や人口の低密度化、空き家の増加に伴う行政コストの増大が見込まれる。